

## 第1章

### 第8期計画の概要



## 第1章 第8期計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市における令和2年(2020年)9月末現在の65歳以上人口(住民基本台帳)は89,411人、高齢化率は23.8%で、団塊の世代が65歳以上となった平成27年(2015年)の83,362人から、約6,000人増加しています。今後の推計では、令和7年(2025年)の高齢化率は23.8%と変わりませんが、65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合は令和2年(2020年)の51.7%から、60.6%まで増加すると見込んでおり、令和22年(2040年)には、65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合は52.3%に減少するものの、高齢化率は30%を超えると見込んでいます。

急速な高齢化の進展に伴う介護等の問題を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が導入され、そのスタートに合わせ、平成12年(2000年)3月に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

以降、法改正等の動向に対応しつつ、3年ごとに策定を重ねており、平成18年(2006年)3月には、「地域包括支援センターの創設」等を盛り込んだ、「第3期計画(2006-2008)」を策定し、平成24年(2012年)3月には、高齢化のピークを迎える時期を見据えた対応を盛り込み、地域包括ケアの推進に重点を置いた「第5期計画(2012-2014)」を策定しました。

そして、平成27年度(2015年度)からは、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え「地域包括ケアシステム」のあるべき姿を描いた「第6期計画(2015-2017)」を策定し、平成30年(2018年)3月に策定した「第7期計画(2018-2020)」では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて段階的に取り組んでいくためのロードマップを盛り込み、愛称を「吹田健やか年輪プラン」としました。

令和2年(2020年)の介護保険法改正では、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会、「地域共生社会」の実現と令和22年(2040年)への備えを改革の目指す方向としています。「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進や地域特性等に応じた介護サービス提供体制の基盤整備等の推進、介護現場の革新に向けた介護人材の確保や業務効率化の取組の強化等を改革の柱としています。

これらの動向を踏まえ、第7期計画(2018-2020)の検証及び見直しを行いながら、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「第8期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

なお、第8期計画(2021-2023)では、令和7年(2025年)を迎える第9期計画(2024-2026)に向けて、中長期的な視点で段階的に取組を進められるよう、第7期計画(2018-2020)で策定した地域包括ケアシステム構築のロードマップを引継ぎます。

## 2 計画の位置付け・他計画との関係

### (1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

なお、平成18年（2006年）6月に老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、40歳以上の保健事業は健康増進法に移行しましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本市においては、効果的に高齢者の保健福祉サービス及び介護サービスが提供できるよう、高齢者の保健計画を含めた計画を一体的に策定します。

### (2) 他計画との関係

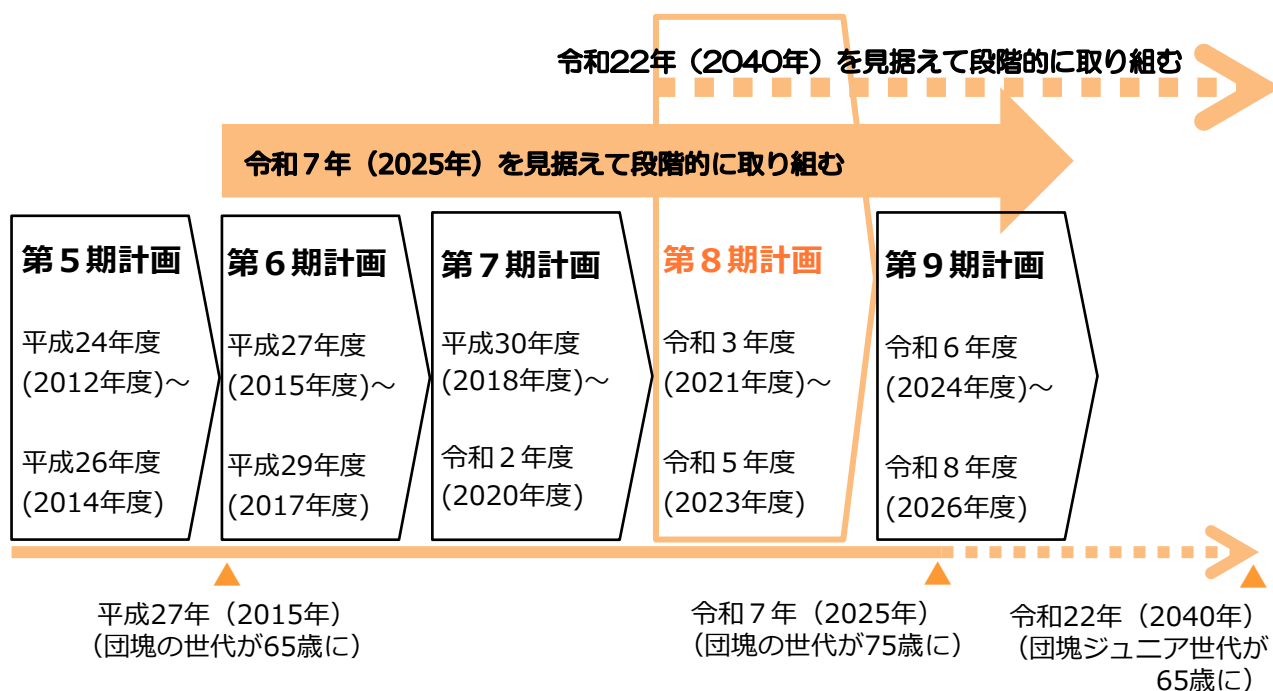
本計画は、「吹田市第4次総合計画」における高齢者施策に関わる部門別計画であり、計画の具体化に当たっては、総合計画の実施計画や各年度の予算編成に反映させていきます。

また、「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「吹田市障がい福祉計画」、「吹田市障がい者計画」、「吹田市地域福祉計画」、「健康すいた21」など関連する市の計画、更には「大阪府高齢者計画2021」「第7次大阪府医療計画」とも整合性を図り、策定しています。

## 3 計画の期間

本計画は、介護保険法により3年ごとの策定が定められています。

第8期計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とした令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。

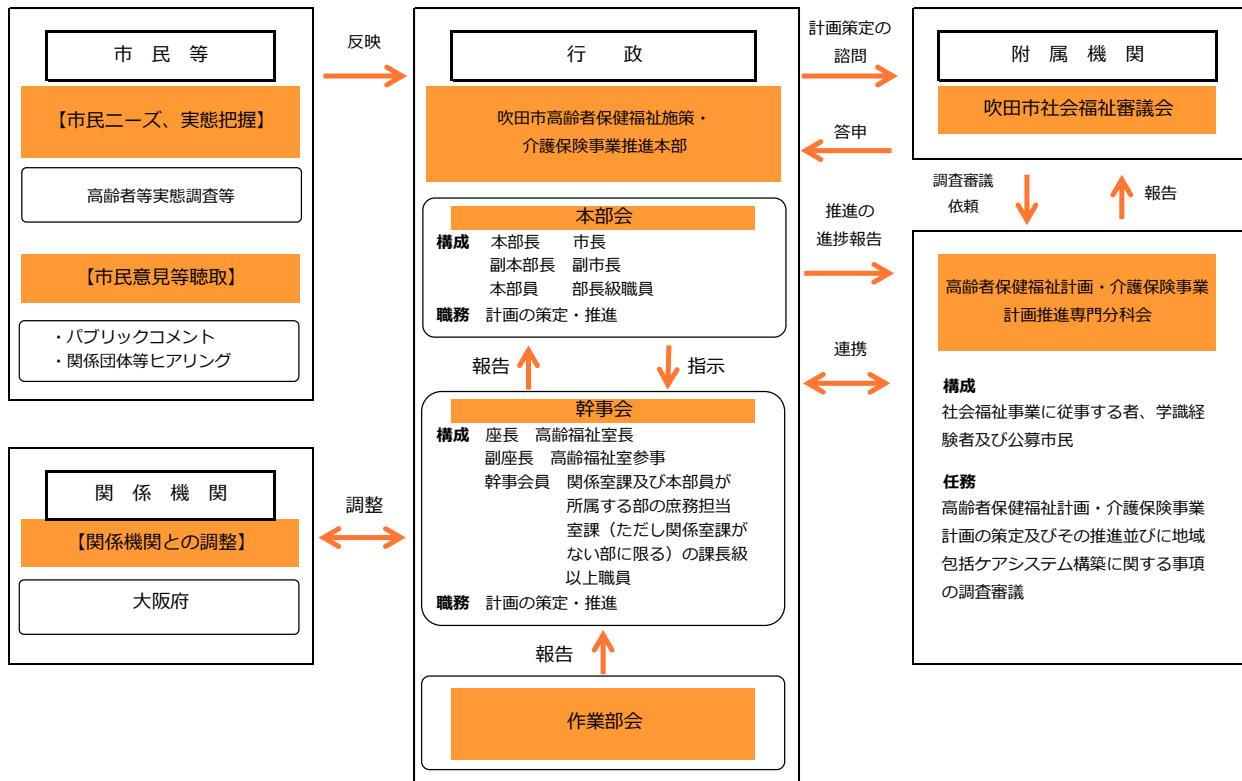


## 4 計画の策定方法

### (1) 計画策定の機関

学識経験者、市内の社会福祉を目的とする団体又は公共団体の代表者、介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定の諮問を行いました。吹田市社会福祉審議会に設置した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、本分科会という。）」において調査審議を行いました。

庁内においては、市長をトップとし、両副市長、各関係部局の部長級職員を委員とする「高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部会」、及び庁内関係室課の室課長級職員等を委員とする「同幹事会」、高齢福祉室を中心に庁内関係室課の職員を委員とする「同作業部会」において審議しました。



## (2) 実態調査の反映

今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的に、令和元年度（2019年度）には、要介護認定を受けている市民、65歳以上の要介護認定を受けていない市民を対象とした実態調査を実施し、これらの調査結果を計画策定に反映させました。（第2章「8 『実態調査（令和元年度（2019年度））』の結果概要」（p.42～61）参照）

なお、本調査の結果は、別途「第8期吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）にかかる高齢者等の生活と健康に関する調査報告書」として取りまとめています。

## (3) 市民意見の聴取

本計画の策定にあたっては、「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」における市民や介護サービス事業者の意見、実態調査（令和元年度（2019年度））における被保険者の意見とともに、介護サービス事業者へのアンケート調査やパブリックコメントを実施して市民意見等を聴取し、計画策定に反映させました。

## 5 サービス整備圏域の考え方

平成18年度（2006年度）の介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域でサービスが利用できるよう、第3期計画（2006-2008）から、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに必要なサービス見込量を定めています。

本市においては、「日常生活圏域」は施策を進める単位ととらえ「サービス整備圏域」という言葉を用いています。

